【別添 1-4】

令和６年度

水質分析実施計画

薩摩川内市

水道事業

≪入来地域≫

令和6年度　　水 質 分 析 実 施 計 画　　【入来 地域】

薩摩川内市水道事業												計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数	検体数		
水 源		盛水			市野々	内之尾	中山	草渡	神岡	八重	赤仁田	長野																
浄 水		盛水	向山	山之口									11	9項目	9項目	51項目	9項目	9項目	省略不可能項目	9項目	9項目	省略不可能項目	9項目	9項目	省略不可能項目	12	132		検体
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11				
					○								1	かび臭2項目											5	5		検体
															1		1	1	1	1								
原水 39 項目	表流水				○								1			1									1	1	9	検体
	湧 水		○			○				○			3			3									1	3		
	浅井戸								○		○		2			2									1	2		
	深井戸						○	○				○	3			3									1	3		
過去指標菌検出状況			○		○	○		○	○	○	○		7	クリプトスポリジウム等対策指針 【検査頻度と回数】														
原水監視ﾚﾍﾞﾙ 3･4	指標菌:毎月		○		○	○		○	○	○	○		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	12	84		検体
クリプトスポリジウム等	原水検査:4回／年		○		○	○		○	○	○	○		7			7			7			7			7	4	28		検体
原水監視ﾚﾍﾞﾙ 2	指標菌:4回／年						○					○	2			2			2			2			2	4	8		検体
原水監視ﾚﾍﾞﾙ 1	指標菌:1回／年																											検体
原水監視ﾚﾍﾞﾙ 1	39項目:回／年																											

＊レベル3･4で指標菌を検出する原水は指標菌を毎月とクリプトスポリジウム及びジアルジアを4回／年実施する。
＊レベル2で指標菌の検出がないものは指標菌を4回／年実施する。
＊レベル1で指標菌の検出がないものは原水39項目を1回／年と指標菌を1回／年実施する。
＊原水に関しては、全水源を対象とし原水39項目を1回／年実施する。
＊各施設毎の浄水検査内容は、次ページ以降に記載する。

施設名称 ： 薩摩川内市 入来地域【盛水(原配水池系)】 ≪採水地点：原公民館≫

令和6年度　水質分析実施計画

水道施設名 ： 薩摩川内市　入来地域　（盛水）

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	3年間の最大値	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため１年に４回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.07	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	7.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	38	過去の最大値が頻度減の①以下のため１年に１回の検査(水道法:１回／１年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	115	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数				

注）各検査項目の単位は、「 No.1［ /mL ］」，「 No.3～No.46［ mg/L ］」，「 No.50～No.51［度］」，「 No.2及びNo.47～No.49［単位なし］」

施設名称 ： 薩摩川内市 入来地域【盛水(向山配水池系)】 ≪採水地点：山口公民館≫

令和6年度　水質分析実施計画

水道施設名 ： 薩摩川内市　入来地域　（盛水【向山】）

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	3年間の最大値	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため１年に４回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.08	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	7.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	39	過去の最大値が頻度減の①以下のため１年に１回の検査(水道法:１回／１年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	116	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数				

注）各検査項目の単位は、「 No.1［ /mL ］」，「 No.3～No.46［ mg/L ］」，「 No.50～No.51［度］」，「 No.2及びNo.47～No.49［単位なし］」

施設名称 ： 薩摩川内市 入来地域【盛水(山之口配水池系)】 ≪採水地点 ： 山之口墓地≫

令和6年度 水質分析実施計画

水道施設名 ： 薩摩川内市 入来地域 (盛水【山之口】)

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	3年間の最大値	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため１年に４回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.06	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	7.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.4	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	38	過去の最大値が頻度減の①以下のため１年に１回の検査(水道法:１回／１年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	112	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.9	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数				

注）各検査項目の単位は、「 No.1 [/mL] 」, 「 No.3～No.46 [mg/L] 」, 「 No.50～No.51 [度] 」, 「 No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

施設名称 ： 薩摩川内市 入来地域【市野々】 ≪採水地点： 市野々上墓地≫

令和6年度 水質分析実施計画

水道施設名 ： 薩摩川内市 入来地域 （市野々）

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	3年間の最大値	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため１年に４回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.10	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	8.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	25	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	88	過去の最大値が頻度減の①以下のため１年に１回の検査(水道法:１回／１年)
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
42	ジェオスミン		○	○	○	○	○	○						0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○	○						0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
		9	11	51	11	11	24	11	9	22	9	9	22	項目数				

注）各検査項目の単位は、「 No.1［ /mL ］」，「 No.3～No.46［ mg/L ］」，「 No.50～No.51［度］」，「 No.2及びNo.47～No.49［単位なし］」

施設名称 ： 薩摩川内市 入来地域【内之尾】 ≪採水地点： 内之尾自治会館≫

令和6年度 水質分析実施計画

水道施設名 ： 薩摩川内市 入来地域 （内之尾）

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	3年間の最大値	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため１年に４回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.16	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	6.2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	26	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	81	過去の最大値が頻度減の①以下のため１年に１回の検査(水道法:１回／１年)
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数				

注）各検査項目の単位は、「 No.1［ /mL ］」，「 No.3～No.46［ mg/L ］」，「 No.50～No.51［度］」，「 No.2及びNo.47～No.49［単位なし］」

施設名称 ： 薩摩川内市 入来地域【中山】 ≪採水地点： 中山浄水場≫

令和6年度　水質分析実施計画

水道施設名 ： 薩摩川内市　入来地域　（中山）

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	3年間の最大値	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	1.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため１年に４回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.08	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.05	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	6.7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	48	過去の最大値が頻度減の①以下のため１年に１回の検査(水道法:１回／１年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	117	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数				

注）各検査項目の単位は、「 No.1［ /mL ］」，「 No.3～No.46［ mg/L ］」，「 No.50～No.51［度］」，「 No.2及びNo.47～No.49［単位なし］」

施設名称 ： 薩摩川内市 入来地域【草渡】 ≪採水地点： 草渡自治会館≫

令和6年度　水質分析実施計画

水道施設名 ： 薩摩川内市　入来地域　（草渡）

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	3年間の最大値	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため１年に４回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.06	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.03	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	6.2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	37	過去の最大値が頻度減の①以下のため１年に１回の検査(水道法:１回／１年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	100	過去の最大値が頻度減の①以下のため１年に１回の検査(水道法:１回／１年)
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数				

注）各検査項目の単位は、「 No.1［ /mL ］」，「 No.3～No.46［ mg/L ］」，「 No.50～No.51［度］」，「 No.2及びNo.47～No.49［単位なし］」

施設名称 ： 薩摩川内市 入来地域【神岡】 ≪採水地点： 神岡自治会館≫

令和6年度　水質分析実施計画

水道施設名 ： 薩摩川内市　入来地域　（神岡）

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	3年間の最大値	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.6	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため１年に４回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.21	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.016	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	4.7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	24	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	59	過去の最大値が頻度減の①以下のため１年に１回の検査(水道法:１回／１年)
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数				

注）各検査項目の単位は、「 No.1［ /mL ］」，「 No.3～No.46［ mg/L ］」，「 No.50～No.51［度］」，「 No.2及びNo.47～No.49［単位なし］」

施設名称 ： 薩摩川内市 入来地域【八重】 ≪採水地点： 八重地区コミュニティセンター≫

令和6年度 水質分析実施計画　　令和5年度水質検査計画

水道施設名　　八重（八重地区コミュニティセンター）

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	3年間の最大値	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため１年に４回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.13	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
33	アルミニウム及びその化合物			○			○			○			○	0.2	0.04	0.02	0.05	過去の最大値が頻度減の①より大きいため１年に４回の検査(水道法:４回／１年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.03	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	3.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	39	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	6.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
		9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	項目数				

注）各検査項目の単位は、「 No.1［ /mL ］」，「 No.3～No.46［ mg/L ］」，「 No.50～No.51［度］」，「 No.2及びNo.47～No.49［単位なし］」

施設名称 ： 薩摩川内市 入来地域【赤仁田】 ≪採水地点： 赤仁田自治会館≫

令和6年度 水質分析実施計画

水道施設名 ： 薩摩川内市 入来地域 （赤仁田）

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	3年間の最大値	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	1.0	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため１年に４回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.09	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	4.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	28	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	64	過去の最大値が頻度減の①以下のため１年に１回の検査(水道法:１回／１年)
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数				

注）各検査項目の単位は、「 No.1［ /mL ］」，「 No.3～No.46［ mg/L ］」，「 No.50～No.51［度］」，「 No.2及びNo.47～No.49［単位なし］」

施設名称 ： 薩摩川内市 入来地域【長野】 ≪採水地点： 長野下自治会館≫

令和6年度 水質分析実施計画

水道施設名 ： 薩摩川内市 入来地域 （長野）

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	3年間の最大値	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
7	ヒ素及びその化合物			○			○			○			○	0.01	0.002	0.001	0.005	過去の最大値が頻度減の①より大きいため１年に４回の検査(水道法:４回／１年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため１年に４回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.07	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため１年に４回以上の検査(水道法:４回／１年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	7.1	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	39	過去の最大値が頻度減の①以下のため１年に１回の検査(水道法:１回／１年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	127	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し１年に１回以上の検査(水道法:１回／３年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法:毎月）
		9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	項目数				

注）各検査項目の単位は、「 No.1［ /mL ］」，「 No.3～No.46［ mg/L ］」，「 No.50～No.51［度］」，「 No.2及びNo.47～No.49［単位なし］」